

〔問〕

昭和49年度（問題）

次のⅠ，Ⅱ，Ⅲのうち、いずれか1つを選んで答えよ。

Ⅰ 1. 生命保険業界内における競争のあり方について、料率面に絞って見解を述べよ。

2. 次の(1)，(2)のうち、いずれか1つを選んで答えよ。

(1) 次の(i)，(ii)，(iii)のうち、2つを選んで所見を述べよ。

(i) 特別配当制度

(ii) 既契約転換（いわゆるコンバージョン）

(iii) 指数保険

(2) 次の(Ⅳ)，(Ⅴ)のうち、1つを選んで答えよ。

(Ⅳ) 現行団体定期保険運営基準の概要を記し、理論的、実際のな面で改正を要する点があれば理由を付して述べよ。

(Ⅴ) 次の各共済団体のうち、いずれか3つについて根拠法と取り扱う主な事業種類について述べよ。

① 全国共済農業協同組合連合会（全共連）

② 全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連）

③ 全国共済生協連（全共連）

④ 全国消費生活協同組合共済事業協議会（全国生協協議会）

⑤ 全国水産業協同組合共済会（全水共）

⑥ 全国共済商工協同組合連合会（全済連）

⑦ 全日本火災共済協同組合連合会（日火連）

⑧ 全国食糧事業協同組合連合会（全糧連）

⑨ 日本食品衛生協同組合

⑩ 全国農業共済協会

⑪ 全国漁業共済組合連合会（漁済連）

⑫ 都道府県会館災害共済会

(i) 全国市有物件災害共済会

(ii) 全国自治協会町村有物件災害共済部

〔問〕

- ⑬ 全国森林組合連合会（全森連）
- ⑭ 漁船保険中央会
- ⑮ 全国中小企業共済財団（全共済）

- Ⅱ 1. 厚生年金保険の次期改正時には、財政方式についても議論されると思うが、この改正の動向を予測し、併せて厚生年金基金の財政方式のあり方について所見を述べよ。
2. 現行の厚生年金基金の報酬体系の特長とその問題点について論ぜよ。
3. 適格退職年金の自主審査制度の概要とその意義について述べよ。
- Ⅲ 1. 損害保険責任準備金のうち異常危険準備金の積立に関し、その本質、必要額検証方法の考え方、ならびに主要種目の現状における問題点について意見を述べよ。
2. 損害保険支払備金のうち、自動車保険の既発生未報告（IBNR）支払備金の積立方法に関し、その現状と問題点について述べよ。
3. 損害保険の付加率に関し、各社の経営効率ができる限り反映されるよう、これを弾力化すべきであるとする意見があるが、その可否と問題点につき論述せよ。

## 昭和49年度（解答例）

- I. 1. この問題については、その是非から方法論に至るまで広い範囲での解答があり得るが、比較的模範的と思われる答案を示しておく。

昨今の消費者運動・行政指導・保険審議会の動向等に見るまでもなく、企業がその商品をしてき得る限りの低コストで提供すべきことは議論の余地がなく、その方策として、競争原理が適正な環境下で導入されるべきであろう。この点について生保業界を例外視することはできないし、我々業界人も努力を惜しんではならない。ここではこのような立場から、留意すべき点について述べてみたい。

生保の料率は、一般の商品の価格と異なり、一旦決めた価格に長期間拘束される。また、保険料決定に大きなウェイトを占める死亡率及び利率については、1社の経営努力のみでは律し切れない要素がある。従って、生保の料率競争には自ずから節度が要求されるのである。会社経営の健全性を阻害し、延いては大眾に不利益をもたらすような競争は避けられねばならない。要するに、価格はアクチュアリーの冷静な判断の基に論理的・合理的に決められねばならない。

更に、保険料率を将来において上げることは、実質的に不可能であるから、料率の競争については相当慎重にならざるを得ない。これに過去或は現在の経営状態をそのまま反映するのは問題である。そもそも生存と死亡という分り易い事象を扱う生保商品にあって、保険料面での競争が行なわれ得るかどうか検討を要するであろう。過当競争下では、保険料率は適正であるか否かに拘らず最低水準に決められ、結果的に契約者と会社との両者に不利益ということになり兼ねない。

結局、料率競争は配当面に絞られ、長期的視野から展開されるべきであろう。だからと言って現状に甘えて良いという訳ではない。競争が行なわれていないとの批判には素直に耳を貸すべきだし、行政当局から競争を指導されている点は、経営効率改善の余地ありの意と解釈すべきである。やはり、新契約費は使い過ぎであり、冗費は多いし、また財務運用は硬直的であると言わざるを得ない。要するに、競争が目的ではなく、契約者の利益（具体的には経営効率改善）が最終目的である点を銘記すべきであろう。

従って、競争は料率面に限ることなく、サービス面、約款面、商品内容面等、多面的に行なわれるのが理想である。我々アクチュアリーには、将来を予測した上での合理的な保

険料率や配当率をはじくことが要請される一方、個性ある商品を作る努力もなお一層必要とされるであろう。料率やコストに関する社内外へのPRも必要である。重要なのは、契約者に対し実質的サービスを向上させる努力を継続する環境を作り上げることと思われる。

こういった競争環境を整備する過程で見逃せないことは、外務員の教育である。我々業界がこれまで急伸展を遂げてきた背景には、外務員数の競争があり、また不良外務員の存在も専実であった。これに料率競争を加えた場合の影響はよくよく考えたい。特に、生保のコストはその分析方式によって異なってくる点に鑑み、より慎重な取り扱いが必要であろう。

これまで生保にあって料率競争をする際の留意点を述べてきたが、要するに競争を通じて契約者負担の軽減、消費者ニーズに合う商品の提供、募集秩序の改善等社会的責任を総合的に遂行することが目的であることを再認識したい。

## I 2(1)

### (i) 特別配当制度について

#### 1. 特別配当の趣旨

- 1) 死亡率の低下、運用利率の向上、事業費率の改善などを織込んで漸次 Dividend scale の改善を行なって来たが、逐年充実度を増して来た経理内容に対応して責任準備金と個々契約の Asset share との間には次第に乖離を生じ、その充実度を如何に契約者配当に反映させるべきかという課題に直面した。
- 2) 株式、不動産などの売却益は 86 条準備金に積立てられ内部留保を構成しているが、その源泉から考えて、ある一定額を越える留保額は契約者に還元する途を講ずべきではなからうか。
- 3) 特別配当制度は、長期に継続した契約に対し以上の観点に立って内部留保を還元するために始められたものと解される。
- 4) 物価騰貴は今後も続くものと考えられ、貨幣価値の低下による長期継続契約の受ける損失を保障する法律上の責任はないが、生保会社として出来るだけの措置を講じて契約の受ける損失をカバーすることは必要であり、生保事業の健全な発展に資する所以であろう。

## 2. 特別配当の方法

- 1) 特別配当の適正化をはかるためには、保険種類別に Asset share 法により Capital gain を含めて各契約への公平な分配基準を求めると共に、経験基礎率によって将来にわたる収支 Checkを行なう必要がある。
- 2) 現行の入配当は内部留保から発生した利益の還元であり、 $\mu$ 配当は長期間継続した後消滅する契約に対し内部留保しその契約の持分と考えられる部分の最終精算であると解される。
- 3) 上の観点に立てば、入配当は毎年の利差配当の調整項として通常配当の中に吸収され、特別配当は $\mu$ 配当を主体と考えられよう。

## 3. 具体的検討事項

- 1) 責任準備金（危険準備金を含む）の積立方法によって分配可能剰余は変動するがこれを如何に考えるか。
- 2) 86条準備金の水準と業法84条の適用について
- 3)  $\mu$ 配当財源の funding について
- 4) 配当対象契約について
- 5) 配当割当係数

### (ii) 既契約転換について

#### 1. 背景および意義

新種商品が開発された場合、既契約者がその給付サービスを楽しむためには、新たにその契約に加入せざるを得ないのが実情である。（給付特約形式の高い商品については途中付加の途がある）このような場合、契約者は既契約とその新種商品とで支出する保険料が多額になること、あるいは、旧商品の陳腐化等により既契約を解約することが多く、言わばその不合理性を契約者に転嫁した形で解決がはかられてきた訳である。近年の新種商品開発ラッシュの中で、この不合理性はむしろ保険制度の内部で解決すべきであるとの消費者の要望が強くなり、こうした情勢を背景に、国民生活審議会、保険審議会においても、既契約を解約することなく（権利を損なうことなく）新種商品に移れる転換制度を早期に実施するように答申している。

ところで、転換制度は単に新種商品発売と対応するだけのものではないので、保険種類の整理統合、小額契約の整理という保険会社の側のコスト面でのメリットも合わせ持っている。小額契約に対しては、これまでも利息なし保険料振替貸付制度あるいは繰り上げ満期制度が採用されてきたが、転換制度はその手法如何によっては小額契約の整理に留まらず、多様な保険種類の一元管理が可能となるのである。

## 2. 具体的方法論

転換制度とは、継続中の契約の責任準備金を移管することにより、基礎率、給付内容等を異にする他の保険種類に変更する制度である。この場合、単一契約から単一契約への転換のみならず、複数契約を一契約に併合転換することも可能である。

具体的には、加入年齢方式と到達年齢方式とが考えられる。

- 1) 加入年齢方式とは、転換後契約は転換前契約の契約日に加入したものとし、転換前契約の責任準備金を転換後契約の責任準備金に移管し、転換前後の契約の責任準備金に過不足が生じるときは、差額分を清算する方式である。この方式によれば、転換後契約の保険料は転換前契約の契約年齢によって計算されることとなる。

なお、この方式の変形として、転換後契約に一定の制約条件を与え、転換前契約の責任準備金と転換後契約の責任準備金とが等しくなるように、転換後契約の加入日を設定する方法も考えられる。これによれば、転換時に責任準備金を清算することは不要となる。

- 2) 到達年齢方式とは、保険料払込済の部分と保険料払込中の部分とで構成される方式である。保険料払込済部分とは、転換前契約を転換時に転換後契約の契約内容の保険料払込済保険に変更した部分であり、転換前契約の責任準備金をその保険料払込済保険の原資に充当する。保険料払込中部分とは、転換時年齢を契約年齢として引き続き保険料を払込まれる部分である。

## 3. 経営上の諸問題

- 1) 転換前契約の新契約費の未償却部分を如何に処理するか。

転換前契約の責任準備金をそのまま転換後契約の責任準備金に移管すれば未償却部分は将来に持越すこととなり、転換前契約の解約返戻金を転換後契約の責任準備金に移管すれば、未償却部分の水準にもよるが、一般的には未償却部分はその時点で

契約者に負担させることとなる。(なお、償却済契約のみを転換の対象とする方法もないではないが、現実的ではない)。

2) 転換に外務員を介在させるかどうか、外務員を介在させる場合、その労働をどのように評価するか。

転換取扱を支社等の窓口取扱のみに限定すれば、現行の保全事務の一部として吸収することが可能である。しかし、転換が一般制度となった場合には、その目的が新種商品への乗り移りであることからみて、新契約販売と同レベルで外務員が介在することとなり、その労働を何らかの形で評価し支給金を支払わざるを得ないと考えられる。その支給金の原資を保険料におけると同様に契約者負担とすれば、転換前契約の責任準備金に求めることとなるが、その結果、契約者は転換すればする程自らの責任準備金を減少させることになるという矛盾が生じる。即ち、転換行為の性格を明確にする必要がある。

3) 転換制度のために、外務員の本来的な新契約活動に支障をきたさないか。

上記2)とも関連するが、外務員給与支給規定の定め方によっては、生命保険がほぼ全世帯に行き渡っている現状とも相まって、外務員活動が新契約挙績に比べ、活動が安易な転換に集中し、新規顧客の発掘がなおざりにされる恐れがある。

4) 転換前契約と転換後契約とで社員関係は切断されるのか、継続されるのか。

転換を保険契約上どのように位置づけるかに係わるが、その主旨からみて、転換前契約と転換後契約との連続性を全く否定することは難しいので、社員配当はある程度連続性のあるものとする必要がある。この場合、連続性を持たせるのは転換後契約の全部についてか、あるいは一部についてか、また入配当の起算点はいつか。

更には、転換制度が普遍的となれば、若年時に新規加入した後、転換の繰返しにより、満期の到来しない事例も起こり得るが、このような時 $\mu$ 配当の与え方を再検討する必要はないか、といった問題が生じる。

### (iii) 指数保険

#### 1. 指数保険開発の背景

石油ショックに端を発したインフレの進行により、個人の金融資産の名目価値と実質価値が著しく乖離し、消費者運動の高まりとも呼応して、インフレ下における

預貯金金利、生保商品等のあり方に焦点が置かれている。保険金の実質価値の目減りに対応する商品として従来から変額保険も検討されてきたが、実施には種々の困難があり、保険金を物価の上昇にスライドさせる物価指数保険の開発が望まれている。また、保険審議会の生保部会の生命保険商品についての中間報告においても、インフレ対策として中途増額制度、転換制度とならんで物価指数保険の早急な実施検討を要請している。

## 2. 指数保険の概要

指数保険は毎年の物価上昇率に応じて当初の保険金額を毎年自動的に増額して、保険契約の実質的保障水準を確保し、保険金額の目減り防止の要望に応えようとするものである。

## 3. 指数保険のベースとなる商品

現在、わが国では金融資産等が指数化されていないので、現段階では物価指数保険を設計するに当っては満期保険金および解約払戻金までも物価指数化することは不可能である。また、この問題はもともと生命保険契約が20年、30年と長い契約であるために長期間の物価変動を受けて大きく保障機能が減価していくことが避けられない宿命にあることから発生しているのであるが、その間の長期経済動向の予測が不可能に近く、計算、商品構成に不安定要素がより多く加わることから、さしあたり現在需要が強いと言われている掛け捨ての定期保険をベースにとり、比較的短期の保険に物価指数を導入することが望ましい。

## 4. 保険金増額的方式

保険金増額的方式の1つとして、物価上昇率を基礎率に組み込む方式が考えられる。この場合、予定物価上昇率なるものが基礎率となり得るかどうかが問題である。物価はその時々を経済動向を敏感に反映するといった不安定な要素が強く、物価上昇率を基礎率に導入することは難しい。また、基礎率となり得たとしても、予定物価上昇率に上限を設定すること、即ち保険金増額率の限度を設定することになる。

次に、保険金増額の都度増額部分の保険料を徴収する方式が考えられる。この場合は通常の中途増額と同様に到達年齢方式と加入年齢方式がある。到達年齢方式によれ



ば、保険金のUP率と保険料のUP率が異なる（一般に保険料のUP率の方が大きい）ことになり、契約者の理解が得にくい面がある。加入年齢方式によれば保険金のUP率と保険料のUP率は一致するが、毎年V差の授受を伴うことになる。短期の定期保険については、加入年齢を適当に制限すればV差は小さくなることからV差不徴収という方法も考えられる。この場合は、例えば通常の定期保険と配当率を変える等の措置により、定期保険との数理的公平性を保つことが必要である。

このように保険金増額の方式はいろいろ考えられるが、中途増額制度、配当による保険金の買増制度との数理的公平性が損われない範囲で、契約者の理解が得られやすく事務的な取扱いも簡単な方法を選択することが要請される。

#### 5. 指数保険の保険価格、成績計上

指数保険の保険価格の設定、成績計上の決定に際しては、通常の定期保険とのバランス、中途増額とのバランスを考慮する必要がある。

#### 6. 販売上の留意点

指数保険はその性格が従来の定額保険と全く異なった商品であるため販売の際には外務員教育を徹底し、顧客に対して保険料はそのままで保険金だけ増額するといった誤解を招き、誤りやミスリードをしないようにすることが必要である。

## I 2(2)(v)

### (1) 現行運営基準の概要

① 団体の区分および範囲、i. e. 第1種団体～第4種団体の各種団体の性格を記し、最高保険金、倍数制限、加入率に関して主なものについて例示し、配偶者を含む被保険者を付記する。

### ② 保険料率

イ. A料率、B料率、C料率の基礎率を記し、各料率の被保険団体への適用方法を述べる。

ロ. 優良被保険団体に対する特別保険料率について、考え方と方法を述べる。

ハ. 団体全体の保険料の算定に当たって、平均保険料率、被保険者ごとの保険料率に

よる方法の外、年令群団別保険料率による方法を記す。

- ③ 被保険団体および保険料率の特別取扱に関して、その内容（加入率にあつては、昭和50年8月末迄の間に締結のあつたものは、締結後4年間、上記①の加入率に拘らず25%以上または2,000人以上の場合は特別取扱）を記す。

## (2) 改正を要する点

- ① 保険金額のアップ（最近の需要状況および個人保険の保険金額アップの関連から述べる。）
- ② 小団体への拡大およびその適用料率（全員加入団体に限り、25名未満10名以上の団体を諸外国の例ならびに需要動向から記し、適用料率については、A、B、C料率の基礎率の考えに立って何れを至当とするかを述べる。）
- ③ (1)の③との関連で、要件未達団体の処置（例えば、(1)の①の団保の基本要件に照らして、育成経過的措置としての特別取扱を不可とするならば、要件未達団体に対しての所謂ホールセール的な集団定期保険の構想を述べて処置の方法を論ずる。）

## I 2(2)M

- ① 全国共済農業協同組合連合会（全共連）
- ・ 農業協同組合法
  - ・ 養老生命、定期生命、こども、建物更生、火災、傷害、住宅建築、自動車、自賠責等
- ② 全国労働者共済生活協同組合連合会（労済連）
- ・ 消費生活協同組合法
  - ・ 火災、総合、積立金付生命、定期付養老、交通災害、団体定期生命
- ③ 全国共済生協連（全共連）
- ・ 消費生活協同組合法
  - ・ 火災、総合、交通災害、生命等
- ④ 全国消費生活協同組合共済事業協議会（全国生協協議会）
- ・ 消費生活協同組合法
  - ・ 火災、生命、交通災害、自動車（受再なし）

- ⑤ 全国水産業協同組合共済会（全水共）
  - ・水産業協同組合法
  - ・火災，養老生命，団体定期
- ⑥ 全国共済商工協同組合連合会（全済連）
  - ・中小企業等協同組合法
  - ・火災協同組合の連絡機関
- ⑦ 全日本火災共済協同組合連合会（日火連）
  - ・中小企業等協同組合法
  - ・火災
- ⑧ 全国食糧事業協同組合連合会（全糧連）
  - ・中小企業等協同組合法
  - ・火災，総合，生命，主要食糧の火災
- ⑨ 日本食品衛生協同組合
  - ・中小企業等協同組合法
  - ・火災，交通傷害
- ⑩ 全国農業共済協会
  - ・農業災害保障法
  - ・農作物・蚕けん減収，家畜被害，火災，（受再なし）
- ⑪ 全国漁業共済組合連合会（漁済連）
  - ・漁業災害補償法
  - ・漁獲，養殖，漁具
- ⑫ 都道府県会館災害共済会
  - ・地方自治会
  - ・火災，水災，震災，自動車損害，水力発電用機械損害
  - (i) 全国市有物件災害共済会
    - ・地方自治法
    - ・建物総合損害，自動車損害
  - (ii) 全国自治協会町村有物件災害共済部
    - ・地方自治法
    - ・建物災害，自動車損害

- ⑬ 全国森林組合連合会（全森連）
  - ・森林法
  - ・森林火災・気象災
- ⑭ 漁船保険中央会
  - ・漁船損害補償法
  - ・漁船損害・満期（政府再保）
- ⑮ 全国中小企業共済財団（全共済）
  - ・通産大臣認可
  - ・養老，定期，退職年金（保険再保）

## II 1

### 解 答 例

1. 前回の厚生年金保険法改正時に①過去の報酬の賃金スライド読みかえ，②既裁定年金の物価スライド制が採用されたことより，そのほかに，厚生年金保険給付の成熟化に伴って，今後は従来どおりの積立方式を継続することは極めてむづかしく賦課方式への色彩が次第に濃厚になってきた。このような状況から，次期改正時には，従来の積立方式から賦課方式への切りかえが議論されると思うが，その切りかえの時期としては，たゞちに切りかえるか，一定期間経過した後で切りかえる（修正積立方式）かの2とおりの方法が考えられる。

以上のような点について意見が述べられていること。

2. このように，厚生年金保険の財政方式が積立方式から賦課方式または修正積立方式に切りかえられた場合に，厚生年金基金のみが従来どおり完全積立方式を継続することは極めて困難と思われる。もしもこれを強行して基金に完全積立を強制すれば過重な負担に耐えかねて多くの基金は解散し政管に戻ることを希望するであろう。

したがって，基金の代行相当部分については，基金制度の趣旨からも厚生年金保険本体の財政方式に追随せざるを得ないであろうが，加算部分については，基金独自の給付であるから厚生年金保険本体の財政方式に係りなく基金は完全積立方式を保持して行くべきであろう。

また，この際の代行相当部分の掛金率について，どの料率を採用して行くのが好ましい

かは今後の課題であろう。

## II 2

### 解 答 例

1. 現行の信託報酬体系は、信託報酬率を一定にし、実績配当主義をとっていること。金銭信託、貸付信託では予想配当率を定め、運用収益と配当との差額を信託報酬としているが厚生年金基金においては信託報酬を固定し完全な実績配当主義をとっている。
2. 信託報酬は、固有の信託報酬と業務委託報酬にわかれていること。  
厚生年金保険法では、基金の運用は信託、生保への委託が強制されているのに対し、業務委託については基金の任意とされているが実際上の取扱は両者が一体不可欠分にされているという問題点がある。
3. 固有の信託報酬は残高比例であること。信託報酬は運用収益の一部から支払うので支払いやすく、基金の設立当初は負担は軽いが将来は負担が重くなり、負担が平準化されない問題点がある。
4. 業務委託の範囲が画一化されており、法律上は業務委託の範囲は任意とされているのに対し、現行の体系はこれにそって組みまれていないという問題点がある。また、業務委託報酬は掛金比例となっているため、標準報酬の頭打ちのアップ、掛金率のアップ等によっても信託報酬は増加するが、事務委託の手数は増加するわけではないので本来の趣旨にそぐわないという問題点がある。
5. 現行の信託報酬体系を定めた以降、諸情勢が変化してきたので全般的に見なおす必要があると思われる。

## II 3

### 解 答 例

#### 1. 意 義

国税庁の承認事務簡素化に伴って、受託機関があらかじめ国税庁に届出て確認を得た「承認申請書自主審査要領」に基づいて、受託機関が申請書の内容を自主的に審査し、その審査したことを明らかにした書面を添えて申請書を提出すれば、その申請書は契約内

容が適格なものとして、国税庁の承認を受けることができるようになった。

すなわち、承認事務は従来と同様の形式をとるが、実質的には受託機関で行なう制度内容の自主審査に任かされることになった。

## 2. 概 要

### (ア) 自主審査上の留意事項

自主審査に当って、審査担当者は次の審査書類を個別に審査し、①退職年金規程が適格要件に合致しているかどうか、②退職年金制度の運営を信託会社に委託する契約書ならびに協定書は、適格要件に合致しているかどうか、③承認申請書は退職年金規程および契約書どおり記入されているかどうかを承認申請書自主審査表の項目に基づいてチェックすることになっている。

### (イ) 自主審査書類

- ① 契約書、協定書、年金規程
- ② 承認申請書、変更申請の場合は旧承認申請書控
- ③ 掛金の算式、脱退率算出表、昇給率算出表
- ④ 就業規則（労働協約）、給与規程、退職金規程

### (ウ) 承認申請書の提出期限

承認申請書の提出期限は年金規程の施行日から2か月以内に提出することになっている。

### (エ) 数理に関する添付書類

数理関係の審査担当者としてあらかじめ届け出た日本アクチャリー会の正会員が審査したことを明らかにした場合には数理に関する添付書類は省略できることになっている。

以下3題については、解答として論述上必要なポイントを摘記する。

### Ⅲ-1

この問題はきわめて広範な内容を含むが、次の諸点を概略の基準としたい。

- ① 本質については、料率構成上の位置づけ等のむずかしい点があるが、特に言及しなくてもよい。普通責任準備金に対する異常危険準備金の意味と必要性を述べること。
- ② 必要額検証方法の考え方としては、  
種目別に「異常危険」の大きさを推定すること（これはきわめて困難であるが、数理的アプローチは可能）により引受責任額と必要積立額との関係を把握するとともに、通常損害に対する「異常損害」（その基準の明確化が必要）について統計上の分析をふまえた料率検証（異常危険準備金の毎年の必要積増額を含む）を行なうべきであり、この方向にそった意見を期待する。
- ③ 主要種目における現状と問題点に関しては、  
まず現状における積立て、取崩しの基準（税法との関係を含む）について述べ、前記②を含む問題点について言及すること。  
これには現行「統一経理基準」自体の問題もあり、さらに最近産業優遇税制縮小策の一環として行なわれた自動車・新種保険（航空保険を除く）の無税積立限度、繰入率の改訂（租税特別措置法）等の問題もあるが、特にくわしく述べることは要求しない。

### Ⅲ-2

- ① 現状に関しては、統一経理基準の中に示されている積立方法（所定算式と既経過保険料の10%のいずれか大きい額による 昭和50年2月現在）の内容と意味について具体的に述べること。

「所定算式」(昭和50年2月現在)は次のとおりである。

$$\left( \frac{\text{前年度末支払備金} + \text{当年度中に把握された前年度末支払備金の積立不足額}}{\text{前年度支払保険金}} \right) \times \frac{\text{当年度支払保険金}}{\text{普通支払備金}} - \frac{\text{当年度末支払備金}}{\text{普通支払備金}}$$

② 問題点としては、

所定算式について、前年度末備金の積立不足額を1年後だけで把握しているうえ、支払保険金の増加額でふくらませて要積立額を推定すること、IBNRといいながら既報告分の積み不足を含むといった問題点がある。

当年度既経過保険料の10%という基準(昭和50年2月現在)にしても、IBNRが主として問題になるのが対人賠償保険であるのに、対物賠償保険、車両保険等全担保種目について10%を見込む点に大きな問題があり、また一概に10%といっても統計的な検証との関係をどう考えるかが問題となる。

さらに、共通の基本的な問題としては、支払備金特にIBNR備金の必要積立額が各社の契約内容、損害査定体制と支払状況等により個別差の実態があるにもかかわらず、統一算式で律しきれるかどうかといった合理性、あるいは支払備金という負債性の引当金であるにもかかわらず税法上有税とされているといった税務上の問題がある。

これらの点のいくつかを指摘し意見を述べること。

### III-3

① 主張あるいは結論が可否のいずれであるかは問わないが、いずれの場合も相当の立論を必要とする。どちらかといえば、これを可とする方により大きな問題があるが、問題点を解決する方向あるいはこれを可能ならしめる条件を示すといった前向きな論議がありえよう。

② まず「経営効率」とはなにか、これを資料として具体的に何によって把握するか、そこにはいかなる問題点があるか、それらの問題点は解決可能か、それにはどうすればよいかといった一連の基本的な問題について認識を明確にし、個々の要素別に自己の見解を述べること。



③ この問題は損保経営の根本にかかわる重大な側面をもつため、単なる技術論からその可否を論ずるのでなく、会社経営あるいは損保業界全体の姿として付加率弾力化がもたらす種々の重大な問題、特に「経営効率」の現実の格差から見た劣位会社への影響、寡占化の進展とその問題点等につき経営の立場に立ってどう考えるかを現実論として述べる必要がある。

（生保の場合は契約者配当との関係による低料低配、高料高配がありうるが、損保（長期保険を除く）の場合は直接的な価格の比較となる点に基本的なむづかしさがあり、金融機関の預金金利自由化と同様、容易に踏みきりえないと考えられる。）